第　1　号議案から
第　19　号議案まで　平成27年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算

平成 27 年 2 月
第　20　回　**福岡県議会定例会議案**　その1

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
1	平成27年度福岡県一般会計暫定予算	1
2	平成27年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算	19
3	平成27年度福岡県公債管理特別会計暫定予算	21
4	平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算	25
5	平成27年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算	29
6	平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算	31
7	平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算	35
8	平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算	39
9	平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算	41
10	平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算	45
11	平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算	49
12	平成27年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算	51
13	平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算	55
14	平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算	59
15	平成27年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算	69
16	平成27年度福岡県病院事業会計暫定予算	73
17	平成27年度福岡県電気事業会計暫定予算	77
18	平成27年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算	81

議案番号	議　　案　　名	ページ
19	平成27年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算……	85

一　般　会　計

第　1　号議案

平成27年度福岡県一般会計暫定予算

平成27年度福岡県の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ644,554,483千円と定める。

2　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地　方　債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第1表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　県　　税		187,340,113
	1　県　民　税	34,929,765
	2　事　業　税	40,273,314
	3　地　方　消　費　税	50,686,519
	4　不　動　産　取　得　税	4,137,376
	5　県　た　ば　こ　税	1,986,827
	6　ゴ　ル　フ　場　利　用　税	312,246
	7　自　動　車　取　得　税	727,298
	8　軽　油　引　取　税	8,095,399
	9　自　動　車　税	46,124,027
	10　鉱　区　税	4,886
	11　狩　猟　税	1

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	62,455
2 地方消費税清算金		33,420,483
	1 地方消費税清算金	33,420,483
3 地方譲与税		4,589,617
	1 地方法人特別譲与税	3,558,423
	2 地方揮発油譲与税	979,572
	3 石油ガス譲与税	51,622
4 地方特例交付金		801,725
	1 地方特例交付金	801,725
5 地方交付税		126,522,548
	1 地方交付税	126,522,548
6 交通安全対策特別交付金		841,389
	1 交通安全対策特別交付金	841,389
7 分担金及び負担金		2,255,907

	1　分　　担　　金	71,573
	2　負　　担　　金	2,184,334
8　使　用　料　及　び　手　数　料		6,135,312
	1　使　　用　　料	3,007,008
	2　手　　数　　料	3,128,304
9　国　　庫　　支　　出　　金		94,545,320
	1　国　　庫　　負　　担　　金	47,354,807
	2　国　　庫　　補　　助　　金	43,475,407
	3　委　　託　　金	3,715,106
10　財　　産　　収　　入		1,186,686
	1　財　　産　　運　　用　　収　　入	1,105,214
	2　財　　産　　売　　払　　収　　入	81,472
11　寄　　附　　金		22,005
	1　寄　　附　　金	22,005
12　繰　　入　　金		14,375,582

款	項	金額
	1　特別会計繰入金	
	2　基金繰入金	14,375,582
13　繰越金		1
	1　繰越金	1
14　諸収入		116,922,595
	1　延滞金、加算金及び過料等	341,143
	2　県預金利子	2,919
	3　公営企業貸付金元利収入	1,700,480
	4　貸付金元利収入	109,115,396
	5　受託事業収入	894,451
	6　収益事業収入	1,284,597
	7　利子割精算金収入	6,952
	8　雑入	3,576,657
15　県債		55,595,200

	1　県　　債	55,595,200
歳　　入　　合　　計		**644,554,483**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　議　　会　　費		1,262,464
	1　議　　会　　費	1,262,464
2　総　　務　　費		26,729,461
	1　総　務　管　理　費	7,993,222
	2　企　　画　　費	5,203,634
	3　徴　　税　　費	5,263,286
	4　市　町　村　振　興　費	266,651
	5　選　　挙　　費	1,291,501
	6　防　　災　　費	3,952,509
	7　統　計　調　査　費	2,519,746

款	項	金額
	8　人事委員会費	98,621
	9　監査委員費	140,291
3　保健費		55,480,126
	1　保健企画費	2,659,394
	2　健康対策費	5,240,727
	3　生活衛生費	870,020
	4　医薬費	7,090,478
	5　医療介護費	38,657,236
	6　高齢者支援費	962,271
4　環境費		1,920,443
	1　環境費	1,920,443
5　生活労働費		62,114,973
	1　県民生活費	3,154,951
	2　福祉企画費	2,016,760

	3 児童家庭費	21,898,141
	4 障害者福祉費	12,560,133
	5 生活保護費	16,784,975
	6 社会福祉費	3,185,136
	7 労働企画費	871,650
	8 職業訓練費	1,358,639
	9 失業対策費	195,253
	10 労働委員会費	89,335
6 農林水産業費		31,576,215
	1 農林水産業企画費	3,927,594
	2 農業費	6,978,619
	3 畜産業費	521,040
	4 農地費	9,190,172
	5 林業費	6,635,865
	6 水産業費	4,322,925

款	項	金額
7　商工費		114,882,696
	1　商業費	112,311,959
	2　工鉱業費	2,390,965
	3　観光費	179,772
8　県土整備費		73,901,600
	1　県土整備企画費	1,677,405
	2　道路橋りょう費	33,325,533
	3　河川海岸費	21,923,366
	4　港湾費	1,175,264
	5　都市計画費	9,184,413
	6　住宅費	4,527,543
	7　河川総合開発等事業費	1,568,125
	8　水資源対策費	519,951
9　警察費		46,058,728

	1 警察管理費	44,024,852
	2 警察活動費	2,033,876
10 教育費		154,450,753
	1 教育総務費	6,960,472
	2 小学校費	47,584,734
	3 中学校費	28,465,692
	4 高等学校費	27,497,219
	5 特別支援学校費	10,783,547
	6 社会教育費	1,982,068
	7 保健体育費	1,272,287
	8 大学費	3,221,906
	9 私立学校費	26,682,828
11 災害復旧費		275,342
	1 農林水産施設災害復旧費	125,405
	2 土木施設災害復旧費	149,937

款	項	金額
12　公債費		14,673,764
	1　公債費	14,673,764
13　諸支出金		61,127,918
	1　利子割交付金等	59,427,918
	2　公営企業貸付金	1,700,000
14　予備費		100,000
	1　予備費	100,000
歳出合計		**644,554,483**

第2表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
消防学校整備費	平成28年度	989,291千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から 平成46年度まで	42,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
保健環境研究所設備整備費	平成28年度	44,375千円
粕屋新光園改築費	平成28年度	530,866千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から 平成38年度まで	1,200千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から 平成41年度まで	2,720,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
グリーンアジア国際戦略総合特区推進資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から 平成43年度まで	10,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	32,735千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 330,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成28年度から 平成38年度まで	266千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 25,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成28年度から 平成43年度まで	4,267千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 45,000千円

事　　項	期　　間	限　　度　　額
農林漁業災害対策資金利子補給	平成28年度から 平成33年度まで	934千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 103,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成27年度から 平成35年度まで	357千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	1,166千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 7,800千円
農地利用推進事業損失補償	平成27年度から 平成33年度まで	733,150千円
漁業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	51,132千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 574,000千円
道路維持修繕費	平成28年度	11,510千円
道路改良費	平成28年度から 平成29年度まで	4,440,000千円
橋りょう補修費	平成28年度	803,000千円
橋りょう架換費	平成28年度	200,000千円
広域河川改修費	平成28年度	105,000千円
堰堤改良費	平成28年度	545,540千円
河川激甚災害対策特別緊急事業費	平成28年度	525,000千円
街路事業費	平成28年度	480,000千円
公営住宅建設費	平成28年度	743,120千円

老　朽　校　舎　改　築　費	平成28年度	450,166千円

第３表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
総務施設整備事業費	2,964,200	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
鉄道整備事業費	16,100			
保健施設整備事業費	24,100			
自然公園整備事業費	34,100			
生活労働施設整備事業費	1,066,300			
農林水産施設整備事業費	7,600			
農地事業費	2,002,000			
造林事業費	41,800			
林道事業費	814,200			
治山事業費	1,339,400			
水産事業費	1,160,700			
県土整備施設整備事業費	5,100			
河川事業費	8,632,500			

砂防事業費	2,374,400			
海岸事業費	317,300			
港湾事業費	458,800			
都市計画事業費	2,104,800			
道路事業費	19,468,800			
直轄事業負担金	128,200			
公営住宅建設事業費	2,563,400			
警察施設整備事業費	2,294,100			
教育施設整備事業費	7,731,900			
災害復旧事業費	45,400			
計	**55,595,200**			

特　別　会　計

第　2　号議案

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,256千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　財　　産　　収　　入		15,256
	1　財　産　運　用　収　入	15,256
歳　　入　　合　　計		**15,256**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　積　　立　　金		15,256
	1　積　　立　　金	15,256
歳　　出　　合　　計		**15,256**

第　3　号議案

平成27年度福岡県公債管理特別会計暫定予算

平成27年度福岡県公債管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,102,535千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　繰　　入　　金		33,527,300
	1　一　般　会　計　繰　入　金	14,641,065
	2　基　　金　　繰　　入　　金	18,886,235
2　県　　債		48,211,000
	1　県　　債	48,211,000
3　財　　産　　収　　入		364,235
	1　財　　産　　運　　用　　収　　入	364,235
歳　　入　　合　　計		**82,102,535**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　公　　債　　費		82,102,535
	1　公　　債　　費	82,102,535
歳　　出　　合　　計		**82,102,535**

第 4 号議案

平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,371 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　諸　収　入		103,425
	1　諸　収　入	103,425
2　繰　入　金		16,328
	1　一　般　会　計　繰　入　金	16,328
3　繰　越　金		109,618
	1　繰　越　金	109,618
歳　入　合　計		**229,371**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		229,371
	1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	229,371

歳　　出　　合　　計	229,371

第　5　号議案

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,324千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　財　産　収　入		4,324
	1　財　産　運　用　収　入	4,324
歳　入　合　計		**4,324**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　財　産　費		4,324
	1　基　金　積　立　金	4,324
歳　出　合　計		**4,324**

第 6 号議案

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76,411 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第1表 歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金額	
1　繰　　入　　金		11,795	
	1　一　般　会　計　繰　入　金		11,795
2　繰　　越　　金		13,578	
	1　繰　　越　　金		13,578
3　諸　　収　　入		28,541	
	1　諸　　収　　入		28,541
4　県　　債		22,497	
	1　県　　債		22,497
歳　　入　　合　　計		**76,411**	

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　就農支援資金貸付事業費		76,411
	1　就農支援資金貸付事業費	76,411
歳　　出　　合　　計		**76,411**

第２表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
就農支援資金貸付事業費	22,497	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第19条第３項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 7 号議案

平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,199 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　使　用　料　及　び　手　数　料		37
	1　使　　用　　料	37
2　国　　庫　　支　　出　　金		
3　財　　産　　収　　入		
4　繰　　入　　金		42,197
	1　一　般　会　計　繰　入　金	42,197
5　繰　　越　　金		
6　諸　　収　　入		965
	1　雑　　入	965
歳　　入　　合　　計		**43,199**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　県　営　林　造　成　事　業　費		43,199
	1　県　営　林　造　成　事　業　費	43,199
歳　　出　　合　　計		**43,199**

第 8 号議案

平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,837 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　繰　　入　　金		837
	1　一　般　会　計　繰　入　金	837
2　繰　　越　　金		35,000
	1　繰　　越　　金	35,000
歳　　入　　合　　計		**35,837**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　林業改善資金助成事業費		35,837
	1　林業改善資金助成事業費	35,837
歳　　出　　合　　計		**35,837**

第 9 号議案

平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 144,082 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　繰　　入　　金		82
	1　一　般　会　計　繰　入　金	82
2　繰　　越　　金		41,852
	1　繰　　越　　金	41,852
3　諸　　収　　入		102,148
	1　諸　　収　　入	102,148
歳　　入　　合　　計		**144,082**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　沿岸漁業改善資金助成事業費		144,082
	1　沿岸漁業改善資金助成事業費	144,082

歳　　出　　合　　計	144,082

第 10 号議案

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,637 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第１表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金額
１　県　　債		53,129
	１　県　　債	53,129
２　繰　　入　　金		21,991
	１　一　般　会　計　繰　入　金	21,991
３　諸　　収　　入		14,847
	１　雑　　入	14,847
４　繰　　越　　金		10,670
	１　繰　　越　　金	10,670
歳　　入　　合　　計		**100,637**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		85,826
	1　小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	85,826
2　公　　債　　費		14,811
	1　公　　債　　費	14,811
歳　　出　　合　　計		**100,637**

第２表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	53,129	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年0.90%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 11 号議案

平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,650 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　財　産　収　入		3,650
	1　財　産　運　用　収　入	3,650
歳　入　合　計		**3,650**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　積　立　金		3,650
	1　積　立　金	3,650
歳　出　合　計		**3,650**

第 12 号議案

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,927,929 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第１表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
１　那珂川開発事業費収入		12,903,074
	１　国　庫　補　助　金	3,558,035
	２　分担金及び負担金	5,648,025
	３　繰　　入　　金	378,954
	４　県　　債	3,222,300
	５　諸　　収　　入	95,760
２　祓川開発事業費収入		11,024,855
	１　国　庫　補　助　金	4,001,997
	２　分担金及び負担金	2,954,660
	３　繰　　入　　金	451,798
	４　県　　債	3,616,400
歳　　入　　合　　計		**23,927,929**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額	
1　那　珂　川　開　発　事　業　費		12,903,074	
	1　那　珂　川　開　発　事　業　費		12,903,074
2　祓　川　開　発　事　業　費		11,024,855	
	1　祓　川　開　発　事　業　費		11,024,855
歳　　出　　合　　計		**23,927,929**	

第２表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
那珂川開発事業費	3,222,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
祓川開発事業費	3,616,400			
計	**6,838,700**			

第 13 号議案

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,994,574 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第1表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金額	
1　使用料及び手数料		187,398	
	1　使用料		187,398
2　繰入金		737,373	
	1　一般会計繰入金		737,373
3　県債		1,061,800	
	1　県債		1,061,800
4　繰越金		1	
	1　繰越金		1
5　諸収入		8,001	
	1　延滞金、加算金及び過料		1
	2　雑入		8,000
6　財産収入		1	

	1　財　産　運　用　収　入	
	2　財　産　売　払　収　入	1
歳　　入　　合　　計		**1,994,574**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　県営埠頭施設整備運営事業費		1,136,208
	1　県営埠頭施設整備運営事業費	1,136,208
2　公　　債　　費		858,366
	1　公　　債　　費	858,366
歳　　出　　合　　計		**1,994,574**

第２表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
埠頭施設整備事業費	1,061,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0％以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。

第 14 号議案

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,627,332 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地　方　債）

第３条　地方自治法第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第1表 歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		6,194,072
	1 分担金及び負担金	4,193,603
	2 国庫補助金	1,040,206
	3 繰入金	25,163
	4 県債	315,100
	5 使用料	74
	6 繰越金	619,926
2 多々良川流域下水道事業費収入		2,299,829
	1 分担金及び負担金	1,420,004
	2 国庫補助金	319,320
	3 繰入金	16,068
	4 県債	124,200

	5　使　　用　　料	237
	6　繰　　越　　金	420,000
3　宝満川流域下水道事業費収入		1,284,117
	1　分担金及び負担金	531,314
	2　国　庫　補　助　金	214,254
	3　繰　　入　　金	5,463
	4　県　　債	89,000
	5　諸　　収　　入	334,829
	6　使　　用　　料	46
	7　繰　　越　　金	109,211
4　宝満川上流流域下水道事業費収入		766,984
	1　分担金及び負担金	420,251
	2　国　庫　補　助　金	20,250
	3　繰　　入　　金	5,601
	4　県　　債	10,400

款	項	金額
	5　繰越金	310,482
5　筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		1,427,063
	1　分担金及び負担金	687,697
	2　国庫補助金	176,904
	3　繰入金	6,186
	4　県債	56,100
	5　使用料	4
	6　繰越金	500,172
6　遠賀川下流流域下水道事業費収入		951,017
	1　分担金及び負担金	671,431
	2　国庫補助金	145,003
	3　繰入金	6,581
	4　県債	51,900
	5　繰越金	76,102

7 矢部川流域下水道事業費収入		784,637
	1 分担金及び負担金	463,891
	2 国庫補助金	110,792
	3 繰入金	81,616
	4 県債	58,000
	5 諸収入	70,321
	6 使用料	17
8 遠賀川中流流域下水道事業費収入		919,604
	1 分担金及び負担金	472,454
	2 国庫補助金	238,083
	3 繰入金	27,791
	4 県債	129,100
	5 諸収入	52,176
9 明星寺川雨水流域下水道事業費収入		9
	1 繰入金	9

款	項	金　額
歳　入　合　計		**14,627,332**

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額	
1 御笠川那珂川流域下水道事業費		6,194,072	
	1 御笠川那珂川流域下水道事業費		6,194,072
2 多々良川流域下水道事業費		2,299,829	
	1 多々良川流域下水道事業費		2,299,829
3 宝満川流域下水道事業費		1,284,117	
	1 宝満川流域下水道事業費		1,284,117
4 宝満川上流流域下水道事業費		766,984	
	1 宝満川上流流域下水道事業費		766,984
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費		1,427,063	
	1 筑後川中流右岸流域下水道事業費		1,427,063

6 遠賀川下流流域下水道事業費		951,017
	1 遠賀川下流流域下水道事業費	951,017
7 矢部川流域下水道事業費		784,637
	1 矢部川流域下水道事業費	784,637
8 遠賀川中流流域下水道事業費		919,604
	1 遠賀川中流流域下水道事業費	919,604
9 明星寺川雨水流域下水道事業費		9
	1 明星寺川雨水流域下水道事業費	9
歳出合計		**14,627,332**

第2表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
遠賀川下流流域下水道建設費	平成28年度	157,524千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成28年度	700千円

第３表　地　方　債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　率	償　還　の　方　法
流域下水道事業費	833,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。

第 15 号議案

平成27年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算

平成27年度福岡県住宅管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第１条　歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,993,001 千円と定める。

２　歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

別　表　歳入歳出暫定予算

歳　　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　県営住宅管理費収入		2,943,548
	1　使　　用　　料	2,902,309
	2　国　庫　補　助　金	12,557
	3　繰　　越　　金	28,682
2　県営住宅敷金管理費収入		49,453
	1　繰　　越　　金	1
	2　諸　　収　　入	49,452
歳　　入　　合　　計		**2,993,001**

歳　　出

（単位：千円）

款	項	金　　額	
1　県　営　住　宅　管　理　費		2,943,548	
	1　県　営　住　宅　管　理　費		2,943,548
2　県　営　住　宅　敷　金　管　理　費		49,453	
	1　県　営　住　宅　敷　金　管　理　費		49,453
歳　　出　　合　　計		**2,993,001**	

公営企業会計

第 16 号議案

平成27年度福岡県病院事業会計暫定予算

（総　則）

第１条　平成27年度福岡県病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病　　床　　数	（精神病床	300 床）			
(2) 患 者 延 人 員	（入院患者	31,110 人	外来患者	13,000 人）	
(3) 一日平均患者数	（入院患者	255 人	外来患者	130 人）	

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　病院事業収益	714,232 千円
第１項　医　業　収　益	712,898 千円
第２項　医 業 外 収 益	737 千円
第３項　特　別　利　益	597 千円

支　　出

第1款　病院事業費	1,257,512 千円
第1項　医業費用	1,254,035 千円
第2項　医業外費用	0 千円
第3項　特別損失	3,477 千円

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,195 千円は過年度分損益勘定留保資金 52,195 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第1款　資本的収入	0 千円

支　　出

第1款　資本的支出	52,195 千円
第1項　建設改良費	52,195 千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条　支　　出

第1款　病院事業費

第1項　医業費用

第２項　医 業 外 費 用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費　　5,685 千円

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　洋

第 17 号議案

平成27年度福岡県電気事業会計暫定予算

（総　則）

第１条　平成27年度福岡県電気事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量　　24,253,000キロワット時

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　電気事業収益	175,488 千円
第１項　営　業　収　益	175,211 千円
第２項　事 業 外 収 益	277 千円

支　　出

第１款　電 気 事 業 費	130,897 千円
第１項　営　業　費　用	130,897 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,399 千円は過年度分損益勘定留保資金 6,399 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資 本 的 収 入	0 千円

支　　出

第１款　資 本 的 支 出	6,399 千円
第１項　建 設 改 良 費	6,399 千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	54,946 千円
(2) 交　　際　　費	43 千円

（たな卸資産購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は、300 千円と定める。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第 18 号議案

平成27年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算

（総　則）

第１条　平成27年度福岡県工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　給水事業所数　　63事業所

(2)　総　給　水　量　　42,302,280立方メートル

(3)　一日平均給水量　　115,580立方メートル

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　工業用水道事業収益	595,462 千円
第１項　営　業　収　益	594,810 千円
第２項　営　業　外　収　益	652 千円

支　　出

第１款　工業用水道事業費	400,936 千円

第１項　営　業　費　用　　400,936 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額263,616 千円は過年度分損益勘定留保資金 263,616 千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資 本 的 収 入　　0 千円

支　　出

第１款　資 本 的 支 出　　263,616 千円

第１項　建 設 改 良 費　　263,616 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職 員 給 与 費　　66,100 千円

(2)　交　　際　　費　　35 千円

（たな卸資産購入限度額）

第６条　たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋

第 19 号議案

平成27年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算

（総　則）

第１条　平成27年度福岡県工業用地造成事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業　　売却土地　　59,000平方メートル

(2) 磯光内陸部工業用地造成事業　　売却土地　　133,000平方メートル

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収　　入	
第１款	造成事業収益	12,666 千円
第１項	営業収益	12,604 千円
第２項	営業外収益	62 千円
	支　　出	
第１款	造成事業費	38,584 千円
第１項	営業費用	38,241 千円

第２項　営 業 外 費 用　　343 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額700,000千円は過年度分損益勘定留保資金700,000千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資 本 的 収 入　　1,700,000 千円

第１項　他会計借入金　　1,700,000 千円

支　　出

第１款　資 本 的 支 出　　2,400,000 千円

第１項　他会計借入金償還金　　2,400,000 千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、181,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職 員 給 与 費　　9,211 千円

(2)　交　　際　　費　　76 千円

平成27年２月９日提出

福岡県知事　　小　　川　　　　洋